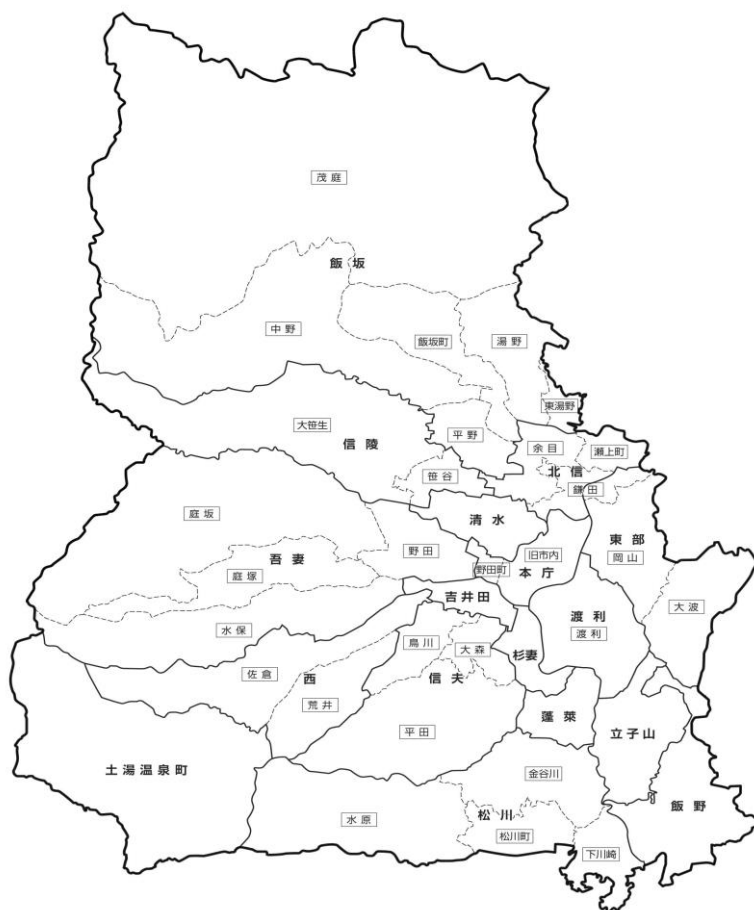


I 市の概況

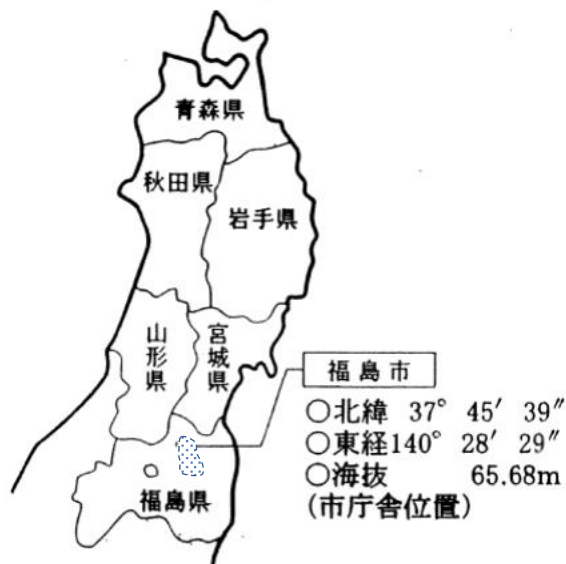
1 福島市略図



- 市制施行・・・明治40年4月1日
- 面積・・・767.72 km²
- 世帯数・・・123,333世帯
- 人口・・・275,906人
- 人口密度・・・359.4人 / km²
(令和5年7月1日現在)

福島県面積・・・13,784.39 km²
(令和5年4月1日現在)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より



2 区域別人口等について

(令和5年7月1日現在)

区 域 名	世 帯 数	人 口	面 積	編 入 年 月 日
本 庁	世帯 20,894	人 39,191	km ² 10.72	明治40年4月1日市制施行 野 田 昭和32年7月1日
渡 利	7,027	15,077	17.50	昭和22年2月11日
杉 妻	6,244	12,732	5.82	昭和22年2月11日
清 水	15,212	35,166	9.17	昭和22年3月10日
東 部	4,239	10,752	29.19	岡山・鎌田の一部 昭和22年3月10日 大 波 昭和30年3月31日 昭和59年10月1日開設 岡山・大波統合
北 信	14,300	32,296	17.28	鎌 田 昭和22年3月10日 瀬 上 昭和22年3月10日 余 目 昭和29年3月31日 平成5年4月1日開設 鎌田・瀬上・余目統合
信 陵	5,951	13,817	48.80	笹 谷 昭和30年3月31日 大笹生 昭和30年3月31日 平成6年7月1日開設 笹谷・大笹生統合
吉 井 田	5,241	11,945	4.52	昭和30年3月31日
西	2,478	6,668	37.06	荒 井 昭和30年3月31日 佐 倉 昭和31年9月30日 昭和59年4月1日開設 佐倉・荒井統合
土湯温泉町	132	324	57.74	昭和30年3月31日
立 子 山	389	1,009	14.59	昭和30年7月10日
飯 坂	8,126	19,747	270.34	昭和39年 1月1日
松 川	6,662	14,664	63.07	昭和41年 6月1日
信 夫	9,876	23,805	41.21	昭和41年 6月1日
吾 妻	9,965	23,665	111.90	昭和43年10月1日
蓬 萊	4,783	10,166	7.50	昭和50年10月1日開設 新設
飯 野	1,814	4,882	21.31	平成20年7月1日
計	123,333	275,906	767.72	

資料：福島市の推計人口（政策調整部政策調整課統計係）

3 人口及び世帯数の推移について

(毎年7月1日現在)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口 (人)	287,065	285,448	280,992	278,533	275,906
世帯数 (世帯)	124,698	125,465	122,454	122,990	123,333
面積 (km ²)	767.72	767.72	767.72	767.72	767.72
1世帯当たり人員	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
人口密度 (単位:人/平方km)	374	372	366	363	359
世帯密度 (単位:世帯/平方km)	162	163	160	160	161
税務関係職員数	121	121	121	121	118
税務関係職員1人当たり人口	2,372	2,359	2,322	2,302	2,338
税務関係職員1人当たり世帯数	1,031	1,037	1,012	1,016	1,045

資料：福島市の推計人口（政策調整部政策調整課統計係）

4 産業分類（大分類）、男女別15歳以上就業者数について

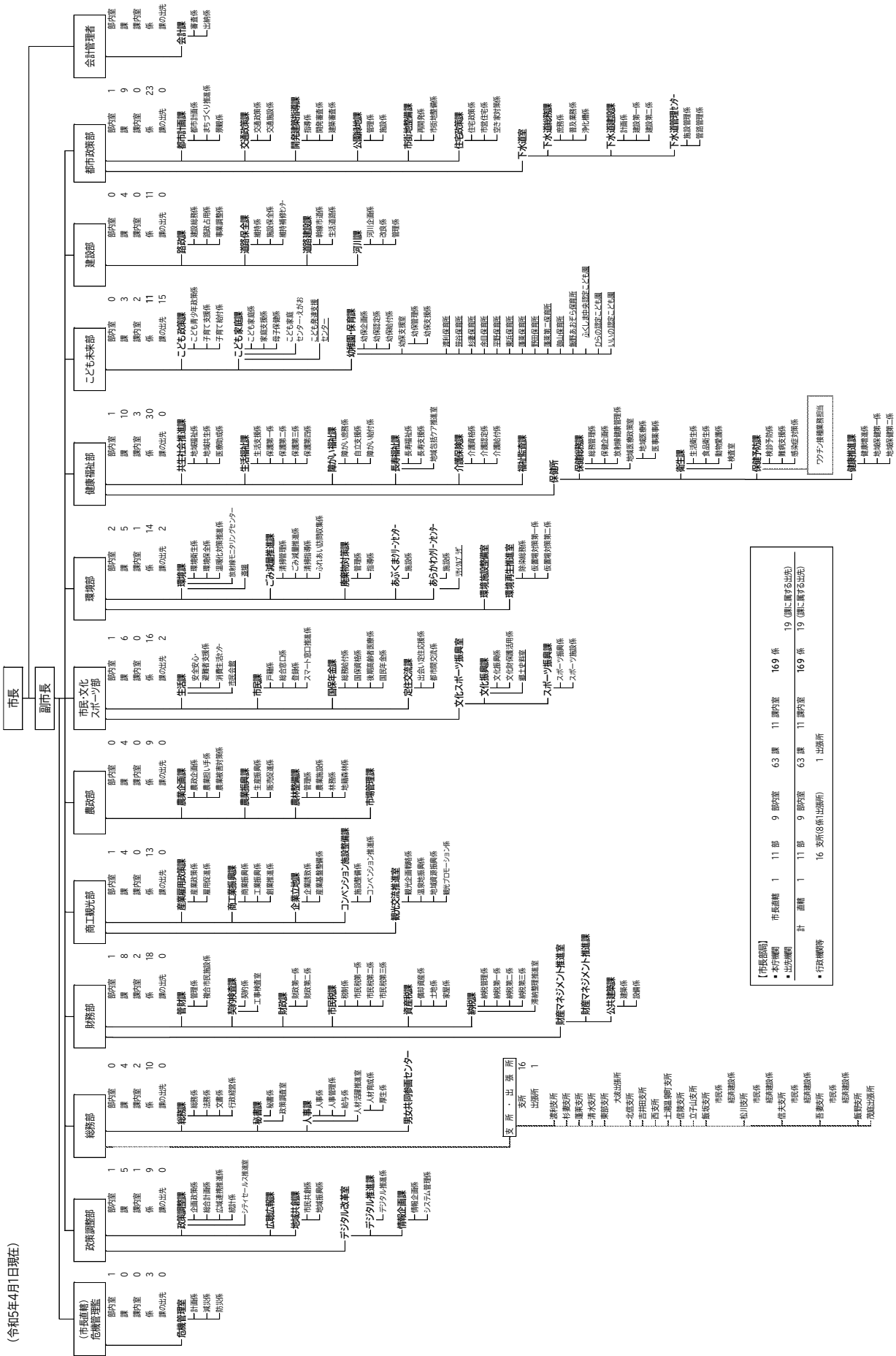
(令和2年10月1日現在)

産業（大分類）	総数	男	女	構成比
	人	人	人	%
総数	130,741	72,018	58,723	100.0
農業、林業	5,055	3,067	1,988	3.9
うち農業	4,909	2,945	1,964	3.8
漁業	10	9	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	16	15	1	0.0
建設業	9,879	8,119	1,760	7.6
製造業	19,331	12,930	6,401	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,027	885	142	0.8
情報通信業	2,262	1,574	688	1.7
運輸業、郵便業	4,919	4,133	786	3.8
卸売業、小売業	18,748	8,962	9,786	14.3
金融業、保険業	3,477	1,659	1,818	2.7
不動産業、物品賃貸業	2,071	1,156	915	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	3,862	2,533	1,329	3.0
宿泊業、飲食サービス業	6,548	2,434	4,114	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4,389	1,707	2,682	3.4
教育、学習支援業	7,040	3,076	3,964	5.4
医療、福祉	19,045	5,151	13,894	14.6
複合サービス事業	1,050	632	418	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	8,560	5,264	3,296	6.5
公務（他に分類されるものを除く）	8,652	6,129	2,523	6.6
分類不能の産業	4,800	2,583	2,217	3.7

資料：令和2年国勢調査

5 福島市組織図

(令和5年4月1日現在)



6 税務機構と事務分掌等について

(令和5年7月1日現在)

機 構		職 員 配 置 表										事 務 分 掌
		部 長	次 長	課 長	補 佐 長	係 長	主 任	主 査	副 主 査	主 事	計	
財 務 部	市 税 課	1	1	1	1			3	2	3	12	1 税制の総合企画及び調整に関すること。 2 市税（固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税を除く。）の調定に関すること。 3 特別徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。
	第 一 民 係 税					1		2	4	3	10	4 普通徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 市民税及び県民税の減免に関すること。 7 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。
	第 二 民 係 税					1		1	5	4	11	8 軽自動車税の減免に関すること。 9 原動機付自転車等の標識に関すること。 10 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。 11 地方消費税交付金等に関すること。 12 市税等の諸証明の交付、閲覧の受付及び手数料の収納に関すること。
	第 三 民 係 税					1		2	4	2	9	13 固定資産評価審査委員会に関すること。 14 税務統計等の作成に関すること。 15 徴税吏員等の証票に関すること。（国保年金課所管に属するものを除く。）。
	計	1	1	1	1	3	0	8	15	12	42	
	資 産 税 課							4		1	7	1 固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。 2 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 3 土地の調査及び評価に関すること。 4 土地課税台帳等に関すること。
	土 地 係 税					1		5	2	4	12	5 家屋の調査及び評価に関すること。 6 家屋課税台帳等に関すること。 7 償却資産の調査及び評価に関すること。 8 償却資産課税台帳等に関すること。 9 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	家 屋 係 税					1		6	3	7	17	10 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 11 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。 12 特別土地保有税の減免に関すること。 13 固定資産評価員に関すること。 14 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
	計	0	0	1	1	2	0	15	5	12	36	

(令和5年7月1日現在)		職員配置表									事務分掌			
		部長	次長	課長	補課長	係長	主任	主査	副主査	主事		計		
財 務 部	納 税 課	管納 係税			1		1		3	3	4	12	1 納税意識の普及向上に関する事 2 市税等の過誤納金の還付に関する事 3 市税等の口座振替に関する事 4 市収入金の収納管理に関する事 5 県民税の送納に関する事 6 市税等の収納決算に関する事 7 市税等の滞納整理に関する事 8 市税等の滞納処分に関する事 9 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事 10 市税等の交付要求に関する事 11 市税等の公売事務に関する事 12 債権管理の総合調整及び指導に関する事 13 その他徴収事務に関する事	
		第納 一係税					1		3	1	1	6		
		第納 二係税					1		2		4	7		
		第納 三係税					1		3		3	7		
		滞納 整理 推進 室				1		1	2	3	1	8		
		計			1	1	4	1	13	7	13	40		
市 民 ・ 文 化 ス ポー ツ 部	国 保 年 金 課	国 保 資 格 係										1 国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付に関する事 2 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事		
				1		1	2	3	3	10				
合 計			1	1	4	3	10	1	38	30	40	128		

※ 国保年金課は、国民健康保険税の賦課関係のみ記載

7 税務職員について

(令和5年7月1日現在)

課別	区分	平均年齢	勤続年数	税務職経験年数
市 民 税 課 (部長、次長を除く)		32.3歳	10年0月	2年6月
資 産 税 課		35.3歳	13年2月	3年6月
納 税 課		35.6歳	13年6月	3年2月
国 保 年 金 課 (賦課)		34歳	12年5月	3年11月